

かがわ総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真 銅 武 紀

**香川県条例第16号**

かがわ総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

かがわ総合リハビリテーションセンター条例（昭和60年香川県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
(業務) 第2条 略 (1) 略 <u>(2) 障害者自立支援法第36条第1項に規定するサービス事業所として、 障害者につき、療養介護を行うこと。</u> <u>(3)～(5)</u> 略	(業務) 第2条 リハビリテーションセンターは、次に掲げる業務を行う。 (1) 略  <u>(2)～(4)</u> 略												
(利用料金の收受) 第5条 略	(利用料金の收受) 第5条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。												
(利用料金の額) 第6条 略	(利用料金の額) 第6条 利用料金の額は、別表に定める額とする。ただし、身体障害者福祉センターの利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲で、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。												
別表（第5条、第6条関係）	別表（第5条、第6条関係）												
<table border="1"><thead><tr><th>施設</th><th>単位</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>障害者支援施設 サービス事業所（療養介護） 入院の場合</td><td>略</td><td><u>健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め及び同法第85条第2項の規定による厚生労働大臣の</u></td></tr></tbody></table>	施設	単位	金額	障害者支援施設 サービス事業所（療養介護） 入院の場合	略	<u>健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め及び同法第85条第2項の規定による厚生労働大臣の</u>	<table border="1"><thead><tr><th>施設</th><th>単位</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>障害者支援施設</td><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	施設	単位	金額	障害者支援施設	略	
施設	単位	金額											
障害者支援施設 サービス事業所（療養介護） 入院の場合	略	<u>健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め及び同法第85条第2項の規定による厚生労働大臣の</u>											
施設	単位	金額											
障害者支援施設	略												

	定める基準並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準及び同法第74条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準又は近隣の病院の状況等を考慮して別に規則で定める額障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額		
施設支援又は短期入所の場合	略	略	
身体障害者福祉センター 略			
肢体不自由児施設 措置入所又は入院の場合 略	健康保険法第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め及び同法第85条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準を基準として別に規則で定める額 略 健康保険法第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め及び同法第85条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準並びに高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準及び同法第74条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準又は近隣の病院の状況等を考慮して別に規則で定める額		
病院			
略			
		身体障害者福祉センター 略 肢体不自由児施設 措置入所又は入院の場合 略 病院	略
		健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め及び同法第85条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準を基準として別に規則で定める額 略 健康保険法第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め及び同法第85条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準並びに老人保健法（昭和57年法律第80号）第30条第1項に規定する医療に要する費用の額の算定に関する基準及び同法第31条の2第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準又は近隣の病院の状況等を考慮して別に規則で定める額	略
		略	

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。  
(香川県使用料、手数料条例の一部改正)
- 2 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(種別及び金額)

第2条 略

2 略

別表第1 (第2条関係)

第1表 使用料の部

種別	区分	単位	金額
1 略			
2 公の施設の使用料			
(1)～(22) 略			
(23) かがわ総合 リハビリテーシ ョンセンター	障害者支援施設 サービス事業所 (療養介護) <u>入院の場合</u>	略	健康保険法第76条第2項の規 定による厚生労働大臣の定め 及び同法第85条第2項の規定 による厚生労働大臣の定める 基準並びに高齢者の医療の確 保に関する法律第71条第1項 に規定する療養の給付に要す る費用の額の算定に関する基 準及び同法第74条第2項の規 定による厚生労働大臣の定め る基準又は近隣の病院の状況 等を考慮して別に規則で定め る額
	施設支援又は 短期入所の場 合		障害者自立支援法第29条第3 項の厚生労働大臣が定める基 準により算定した費用の額
身体障害者福祉 センター		略	
略			
病院		健康保険法第76条第2項の規	

(種別及び金額)

第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。

2 略

別表第1 (第2条関係)

第1表 使用料の部

種別	区分	単位	金額
1 略			
2 公の施設の使用料			
(1)～(22) 略			
(23) かがわ総合 リハビリテーシ ョンセンター	障害者支援施設	略	
身体障害者福祉 センター		略	
略			
病院		健康保険法第76条第2項の規	

	<p>定による厚生労働大臣の定め及び同法第85条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準並びに<u>高齢者の医療の確保に関する法律</u>第71条第1項に規定する<u>療養の給付</u>に要する費用の額の算定に関する基準及び同法第74条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準又は近隣の病院の状況等を考慮して別に規則で定める額</p>		<p>定による厚生労働大臣の定め及び同法第85条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準並びに<u>老人保健法</u>第30条第1項に規定する<u>医療に要する費用</u>の額の算定に関する基準及び同法第31条の2第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準又は近隣の病院の状況等を考慮して別に規則で定める額</p>
(24)～(36) 略	略	(24)～(36) 略	略

第2表 略